

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令参照条文

(参照条文一覧)

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十九号)(抄)	1
独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一号)(抄)	2
特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(抄)	3
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(抄)	4
国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十二年法律第百十五号)(抄)	4
国有財産法(昭和三十二年法律第七十三号)(抄)	5
国家公務員法(昭和三十二年法律第百二十号)(抄)	6

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）（抄）

（独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正）

第五条 独立行政法人工業所有権総合情報館法（平成十一年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法

第一条及び第二条中「独立行政法人工業所有権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に改める。

第二条の見出し中「情報館」を「情報・研修館」に改め、同条中「独立行政法人工業所有権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に、「情報館」を「情報・研修館」に、「等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うこと」を、「審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等」に改める。

第四条から第八条第一項までの規定中「情報館」を「情報・研修館」に改める。

第十条中「情報館」を「情報・研修館」に改め、同条第一号中「陳列し、及び」を「及び陳列し、並びに」に改め、同条第二号中「審判」を「及び審判」に、「保管し、及び」を「及び保管し、並びに」に改め、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

第十条第二号の次に次の二号を加える。

三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促進するため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

第十一条第一項及び第三項並びに第十二条から第十四条までの規定中「情報館」を「情報・研修館」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条中特許法第九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定 公布の日又は平成十六年四月一日のいずれか遅い日

三 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第四条（第一項を除く。）、第五条、第八条及び第九条の規定 平成十六年十月一日

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置）

第四条 （略）

2 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

(以下「旧特例法」という。) 第九条第一項の指定を受けている者は、同号に定める日(以下「一部施行日」という。) に新特例法第九条第一項の登録を受けたものとみなす。

3) 7 (略)

(独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正に伴う経過措置)

第五条 独立行政法人工業所有権総合情報館は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の時に於いて、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)となるものとする。

2 一部施行日の前日又は一部施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において現に特許庁の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を發せられない限り、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館の相当の職員となるものとする。

3 (略)

4 一部施行日の前日又は指定日の前日において、第五条の規定による改正後の独立行政法人工業所有権情報・研修館法第十条第四号、第六号及び第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に關し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館が承継する。

5 国は、一部施行日の前日又は指定日の前日において現に第二項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつてそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、情報・研修館の用に供するため、情報・研修館に無償で使用させることができる。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)(抄)

(情報・研修館の目的)

第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)は、発明、実用新案、意匠及び商標に關する公報、審査及び審判に關する文献その他の工業所有権に關する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に關する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第十一条 情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 発明、実用新案、意匠及び商標に關する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。

二 審査及び審判に關する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。

三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に關する情報の活用を促進するため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 工業所有権に關する相談に關すること。

六 工業所有権に關する情報システムの整備及び管理を行うこと。

七 特許庁の職員その他の工業所有権に關する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

* 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）により、第十条を第十一条に改正。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（電子情報処理組織による特定手続の特例）

第六条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。

2 （略）

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（書面の提出による手続等）

第七条 特定手続のうち特許出願その他の経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続」という。）を書面の提出により行つた者は、特許庁長官に対し、その手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2・3 （略）

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八条 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下この項及び次項において「指定特定手続等」という。）が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2・5 （略）

（指定情報処理機関）

第九条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 （略）

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（電子情報処理組織による特定手続の特例）

第六条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。

2（略）

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（書面の提出による手続等）

第七条 特定手続のうち特許出願その他の経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続」という。）を書面の提出により行った者は、特許庁長官に対し、その手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2・3（略）

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八条 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続等」という。）が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2・5（略）

（登録情報処理機関）

第九条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・3（略）

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）（抄）
（用語の定義）

第二条（略）

2 この法律において「庁舎等」とは、行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）をいう。

3（略）

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したものの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したものの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

4 第二項第四号の国の企業については、政令で定める。

（管理及び処分総括）

第十四条 次に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、財務大臣に協議しなければならない。ただし、前条の規定により国会の議決を経なければならぬ場合又は政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を行政財産としようとするとき。

三 行政財産の種類を変更しようとするとき。

四 行政財産である土地又は建物について、所屬替をし、又は用途を変更しようとするとき。

五 行政財産である建物を移築し、又は改築しようとするとき。

六 行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとするとき。

七 国以外の者に行政財産を使用させ、又は収益させようとするとき。

八 特別会計に属する普通財産である土地又は建物を貸し付け、若しくは貸付け以外の方法により使用させ若しくは収益させ、又は当該土地又は建物の売払いをしようとするとき。

九 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託しようとするとき。

（処分等の制限）

第十八条 （略）

2 （略）

3 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

4 （略）

5 第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、適用しない。

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

2 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績がよいくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合